



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (26) (子ども発達支援課) 3
	鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則 (27) (医療政策課) 12

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設において新たなワクチン接種を実施すること等に伴い、使用料の額を改めるとともに、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 予防接種に係る使用料の額を次のとおり改める。

ア 予防接種の追加

施設名	項目	使用料の額
鳥取県立総合療育センター	麻疹・風疹混合	8,050円
	日本脳炎	6,320円
	子宮頸がん	15,500円
	ヒブ	7,630円
	小児用肺炎球菌	10,040円

イ 使用料の額の改正

施設名	項目	改正後	現行
鳥取県立総合療育センター	インフルエンザ	3,850円	3,730円
	三種混合	4,480円	4,160円
	おたふく風邪	5,220円	5,420円
	風疹	5,840円	5,420円
鳥取県立鳥取療育園	インフルエンザ	3,850円	3,730円

(2) 児童福祉法、障害者自立支援法、児童福祉法施行令及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における看護教員の確保を図るとともに、奨学金を受けた者に助産に関する専門知識を修得する機会を与えるため、看護職員修学資金等の返還に係る債務の履行猶予の条件を拡大する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予の条件に、看護職員養成施設で看護教員の業務に従事しているときを加える。

(2) 看護職員奨学金の返還に係る債務の履行猶予の条件に、倉吉総合看護専門学校助産学科に在学しているときを加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第 7 条第 6 項及び第 7 項並びに第10条の規定に基づき</u>、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における施設の利用に係る使用料の額を定めるとともに、<u>使用料及び手数料の減免</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに第11条の規定に基づき</u>、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における<u>食事の提供その他の施設</u>の利用に係る使用料の額を定めるとともに、<u>手数料の減免</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この規則において「入所等」、「指定施設支援」又は「特定費用」とは、<u>それぞれ児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 24 条の 2 第 1 項に規定する入所等、指定施設支援又は特定費用をいう。</u></p> <p>2 <u>この規則において「施設給付決定保護者」とは、法第24条の 3 第 6 項に規定する施設給付決定保護者をいう。</u></p> <p>3 <u>この規則において「保護等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付をいう。</u></p> <p>4 <u>この規則において「生活保護等世帯」とは、現に保護等を受けている世帯をいう。</u></p> <p>5 <u>この規則において「障害者等」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 2 条第 1 項第 1</u></p>

(定義)

第2条 この規則において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

2 この規則において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

3 この規則において「障害者」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者をいう。

4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第3号又は障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。

5 この規則において「低所得者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令第24条第2号又は障害者自立支援法施行令第17条第2号ロ若しくは第3号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。

6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。

7 この規則において「障害児入所支援」とは、児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。

8 この規則において「障害児通所支援」とは、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。

号に規定する障害者等をいう。

6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所をいう。

7 この規則において「市町村民税非課税世帯」とは、施設給付決定保護者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）第27条の2第1項第4号に規定する市町村民税世帯非課税者である世帯をいう。

(入所等に係る利用についての使用料の額)

第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第25条の15に規定する特別の事情がある場

(使用料の額)

第3条 条例第7条第6項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第7条第7項に規定する規則で定める施設の利用は、別表第2の項目の欄に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める使用料の額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者自立支援法第77条第1項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

(使用料又は手数料の減免)

第4条 条例第10条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

合にあつては、知事が定める額)とする。

(1) 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、政令第27条の2第1項各号に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えるとき 同項各号に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ当該各号に掲げる額

(2) (1)以外のとき 法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額

(鳥取県立皆成学園に係る使用料の額)

第4条 条例第7条第3項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(鳥取県立総合療育センター等に係る使用料の額)

第5条 条例第8条第4項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第8条第5項に規定する規則で定める施設の利用及び使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(使用料又は手数料の減免)

第6条 条例第11条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(日中一時支援による食事の提供についての支援が行われる場合における使用料の額の特例)
- 2 日中一時支援(障害者自立支援法第77条第1項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害者等を対象とする活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。)
による食事の提供についての支援が行われる場合(次の各号に掲げる利用の場合に限る。)において、当該支援に係る食事の提供についての使用料の額は、第4条又は第5条第2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる利用の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 別表第1の1の項の(2)に掲げる利用の場合
同項の(2)により算定した額から日中一時支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額
- (2) 別表第3の鳥取県立総合療育センターの項の1の(5)に掲げる利用の場合 同項の1の(5)により算定した額から日中一時支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

施設の利用		単位	1単位当たりの使用料の額
項目			
1 食事の提供	(1) 生活保護等世帯、市町村	朝食1食	230円
	村民税非課税世帯又は市町村	昼食1食	300円
		夕食1食	370円
村民税所得割額(政令第27条の2第1項第2号の規定により算定した市町村村民税の所得割の額をいう。以下同じ。)が28万円未満の世			

	帯に属する障害者等（以下「生活保護等受給者等」という。）による短期入所の利用の場合		
	(2) (1)の利用以外の利用の場合	朝食1食	400円
		昼食1食	530円
		夕食1食	650円
2 光熱水費	短期入所又は入所等の利用の場合	1日	320円
3 おやつ		1食	50円
4 おむつ	大人用（入所等の利用の場合に限る。）	小サイズ 1枚	90円
		中サイズ 1枚	100円

別表第1（第3条関係）

施設名	項目	1回当たりの使用料の額	
鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	(1) インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。以下同じ。）	3,850円
		略	
		(4) 三種混合	4,480円
		(5) おたふく風邪	5,220円
		略	
		(8) 風疹	5,840円
	(9) 麻疹・風疹混合	8,050円	

別表第2（第5条関係）

施設名	項目	1回当たりの使用料の額	
鳥取県立総合療育センター	1 予防接種	(1) インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。以下同じ。）	3,730円
		略	
		(4) 三種混合	4,160円
		(5) おたふく風邪	5,420円
		略	
		(8) 風疹	5,420円

		(10) 日本脳炎	6,320円				
		(11) 子宮頸がん	15,500円				
		(12) ヒブ	7,630円				
		(13) 小児用肺炎球菌	10,040円				
	略				略		
鳥取県立鳥取療育園	予防接種	(1) インフルエンザ	3,850円	鳥取県立鳥取療育園	予防接種	(1) インフルエンザ	3,730円
	略				略		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

施設名	項目		使用料の額		利用者負担額	
鳥取県立皆成学園	食事の提供	朝食	1食	400円	市町村民税非課税者又は低所得者（以下「低所得者等」という。）の短期入所に係る利用の場合にあっては230円、その他の場合にあっては400円	
		昼食	1食	530円	低所得者等の短期入所に係る利用の場合にあっては300円、その他の場合にあっては530円	
		夕食	1食	650円	低所得者等の短期入所に係る利用の場合にあっては370円、その他の場合にあっては650円	
		おやつ		1食	50円	/
		光熱水費（障害児入所支援又は短期入所に係る利用の場合に限る。）		1日	320円	
		おむつ（大人用の障害児入所支援に係る利用の場合に限る。）	小サイズ1枚		90円	
			中サイズ1枚		100円	
鳥取県立総合	食事の提供	朝食	1食	400円	低所得者等の短期入所	

療育センター				に係る利用の場合にあつては230円、その他の場合にあつては400円	
		昼食	1食	530円	市町村民税非課税者の障害児通所支援に係る利用の場合にあつては140円、低所得者の障害児通所支援に係る利用及び低所得者等の短期入所に係る利用の場合にあつては300円、その他の場合にあつては530円
		夕食	1食	650円	低所得者等の短期入所に係る利用の場合にあつては370円、その他の場合にあつては650円
光熱水費（短期入所に係る利用の場合に限る。）			1日	320円	
薬剤容器	投薬瓶	30ミリリットル		20円	
		100ミリリットル		30円	
		200ミリリットル		40円	
	軟膏容器	20グラム		10円	
		30グラム		20円	
		50グラム		40円	
	点鼻噴霧器		1セット	30円	
おむつ	大人用	特小サイズ1枚	70円		
		小サイズ1枚	90円		
		中サイズ1枚	100円		
	子供用	大サイズ1枚	30円		
		特大サイズ1枚	50円		
	尿とりパット	男性用1枚	20円		
		女性用1枚	20円		
		男女兼用1枚	30円		

衛生器具	吸引カテーテル		30円		
	多用途チューブ	6 フレンチ サイズ	150円		
		8 フレンチ サイズ	160円		
	栄養カテーテル		110円		
	カテーテルチップ		70円		
	注射器	1 ミリリッ トル	20円		
		2.5ミリリッ トル	10円		
		5 ミリリッ トル	10円		
		10ミリリッ トル	10円		
		20ミリリッ トル	20円		
		50ミリリッ トル	60円		
	栄養セット		1 組	140円	
	輸液セット		1 組	110円	
	経腸栄養セット		1 組	1,260円	
	栄養ボトル			360円	
	注入器			100円	
	ネラトンカテーテル			40円	
	アルコール綿花	100グラム	150円		
		200グラム	190円		
	人工鼻	カニューレ 用	540円		
		呼吸器用	630円		
	カラー注射器			10円	
	歯ブラシ	ナイロン毛	160円		
P B T 毛 (大人用)		80円			
P B T 毛 (子供用)		90円			
スポンジ		20円			
クリーニ ング	子供用衣類	色物 1 枚	50円		
		色物以外の もの 1 枚	30円		
	タオル	1 枚	20円		
	バスタオル	1 枚	40円		
	靴下	1 組	10円		
付添用寝具		1 日	130円		
鳥取県立鳥取	食事の提供	昼食	1 食	530円	市町村民税非課税者の

療育園及び鳥 取県立中部療 育園			障害児通所支援に係る 利用の場合にあっては 140円、低所得者の障 害児通所支援に係る利 用の場合にあつては 300円、その他の場合 にあつては530円
------------------------	--	--	--

備考 この表において「利用者負担額」とは、使用料の額から児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により支給される障害児通所給付費又は障害者自立支援法第29条第1項の規定により支給される介護給付費のうち食事の提供に係る加算額を控除した額をいう。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。以下同じ。）に在学しているとき。</p> <p>(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）<u>又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事しているとき。</u></p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 看護職員養成施設</u></p> <p>(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）<u>又は看護教員の業務に従事しているとき。</u></p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 看護職員養成施設</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設に<u>入学し、又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。以下同じ。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在学しているとき。</u></p> <p>(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取大学の大学院の修士課程若しくは博士課程又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校助産学科に在学しているとき。</p> <p>(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める助産師又は看護師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する助産師又は看護師をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員の業務に従事しているとき。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取大学の大学院の修士課程又は博士課程に進学し、これらの課程に在学しているとき。</p> <p>(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める助産師又は看護師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する助産師又は看護師をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員（看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。第16条第1項において同じ。）の業務に従事しているとき。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。